

社団法人 情報科学技術協会 (INFOSTA)

著作権等管理事業法の施行後、第一条にあげられている2つの目的の1つである「利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与する」に反し、利用の障害となるような種々の事態が生じている。

1) 利用者負荷の増加。

言語の著作物の中で学術出版物の著作権処理を行う管理事業者が新たに複数できた。また管理事業者でない事業者にも権利処理受託が可能となっている。結果として、それぞれの事業者が扱う管理著作物は分散化し許諾方式もそれぞれ異なることになった。そのため利用者が許諾を得るには、どの事業者の取り扱い管理物かを調べ、個別事業者ごとに別々の許諾申請をするという負荷が生じている。

2) 極端な許諾料金の差。

学術出版物という同じ範疇でありながら、個々の管理事業者によって許諾料金の差が著しい。1頁2円という価格もあれば、1文献2400円(1頁240円から400円)や3600円(1頁360円から600円)という価格を提示する事業者もあって、利用者の中に混乱と戸惑いが生じている。これは複写許諾と出版物の販売とを混同させた事業者の存在が原因と考えられる。

3) 管理事業団体間にある組織的・構造的な問題。

1. ある管理団体の責任者が本来競合すべき他の同種の管理団体の役員になっている。管理団体間の調整を可能にすることは公正取引上疑義がある。
2. 管理団体の最高責任者が、委託者の最高責任者と同一であり、しかも文化審議会著作権分科会の委員を兼ねている。管理団体における処理方法決定に際しての恣意的誘導が疑われかねない。管理事業などの中立性をもないがしろにしているのではないだろうか。

4) 使用料規程未提出の管理事業者が存在。

1. 管理事業者登録申請をしているにもかかわらず、2年以上経過して未だ使用料規程が未提出な事業者がある。
2. しかも同一機関が、管理事業法に基づく一任型の権利処理と、非一任型による出版社の指値による権利処理とを、同時に行っている。管理事業者の公的看板による信用を、悪用するものではないだろうか。

5) 海外の管理団体との国益に反する交渉。

1. IFRROの正式メンバーはJRRCであるが、JRRCが十分に機能していないためか、各事業者が個別に海外の管理団体等と交渉し、委託により日本国内で権利処理をしようとしている。日本の利用者にとっては、内国民待遇の原則をくずし、非常に複雑な状況になっている。

2. この状態をそのまま放置すると、海外の権利者がより高額な使用料を徴収する事業者へ委託先を変更するという流れを生む可能性がある。

#### 6) 類似名称の管理事業団体

1. 学術著作権協会、日本出版著作権協会、日本著作出版権管理システム、など、類似しており誤認しかねない様な、紛らわしい名称の管理事業団体が複数存在する。
2. 管理事業法による登録拒否理由に該当するのではないだろうか。

以上の状況は、学術研究分野における著作物の適正で円滑な利用を阻害し学術研究活動のスピードを鈍らせ、また、いたずらに国外の出版者の指値を認めることを通じて、国外の出版者に多額の著作権料金を支払うことにもつながる。このことは、科学技術分野での国際競争力の低下と国益の損失を招くものである。

学術著作物は、国内における権利処理対象分野は「言語の著作物」に属するとされている。「言語の著作物」の範囲は広範囲であり、漫画や大衆娯楽紙誌、文芸書から専門的な学術紙誌とその論文までが対象となっている。漫画、大衆娯楽紙誌、文芸書が広く一般の人に利用されるものであるのに対し、学術刊行物はその学問を研究する研究者が利用するに止まり、著作物の利用範囲もきわめて限られている。

一方、特に自然科学の学問分野においては、新しい研究は先人の研究成果の基にこそ生まれるものであり、先人の研究成果の集大成である学術著作物の利用無くしては研究活動は進まないという特色がある。そのため、特に自然科学分野の学術著作物については、論文の複写利用は研究を進めるための欠かせない手段の一つである。

加えて、学術著作物において特徴的なこととして、殆ど例外なく著作者は利用者であり、利用者は著作者もしくは将来の著作者であるということがある。こういった実態からみて、利用者にはいたずらな負担を強いる学術著作物の著作権処理の現状は、著作権管理事業法の第一条に目的としてあげられている「利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与する」に反する。

したがって、下記の改善を要望するものである。

1. 学術著作物（学術出版物）は、その複写利用等の特殊性から言っても集中管理方式が適当と思われる。著作権等管理事業法の中に学術著作物に限定する条項追加を要望する。
2. 管理事業者登録を行う法人の役員は、権利委託機関の役員または他の管理事業者の役員になることはできない、とする。
3. 管理事業者の登録は、使用料規程と約款の受理をもって完結するものとする。
4. 指定管理事業者だけでなく、すべての管理事業者は利用者代表との協議または意見聴取が必要、とする。
5. 非一任型の管理事業を行う場合も届出が必要、とする。

6. 著作権法上も著作権の移転は明示化が必要とされており、管理事業者は著者から学会・出版社、そして管理事業団体へ、個々の権利の委譲が完了していることを明示化する義務を明文化する。
7. 海外の著作権等管理団体との交渉・契約は、IFPROの正式メンバーに限られ、管理事業法に基づくものとする。(内国民待遇の原則を遵守)

以上